

令和元年11月号
第154号

くらしのウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー 11月調査結果から
〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

見守り 新鮮情報

知らない事業者から「今よりも**電気料金が安くなる。電気料金の明細**を教えてください」と電話があった。よく分からずに言われるまま**検針票**に書かれた番号などの情報を伝えると、封書が届いた。数日後、「書類は届いているか」と電話があり、そこで初めて封書は**電気契約の切り替え**手続きの書類であったこと、1週間前の電話で**契約**の申込みをしたこと**になっていた**ことが分かった。
(60歳代 女性)



いつの間にか切り替えに 電気の契約切り替えトラブル

●電力の小売全面自由化以降、電話勧誘による電力切り替えに関するトラブルの相談が寄せられています。電力会社等から電話を受けた際は、事業者名や内容をよく確認し、必要なければきっぱり断りましょう。

～国民生活センター 見守り新鮮情報より～

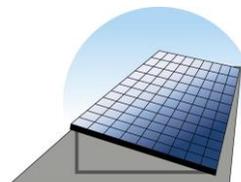
消費生活関連

11月中に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・太陽光発電の勧誘電話があつたが断つた。
- ・光熱費が安くなると説明されたが断つた。
- ・夜8時過ぎにセールスの電話があつたがすぐに切つた。
- ・屋根塗装の勧誘電話があつた。
- ・大手電力会社の委託を受け, 利用料金が2~3割安くなると勧誘電話があつた。



消費生活相談員からのコメント

電気料金が安くなると勧誘電話があつたと報告がありました。表紙にも注意喚起を掲載しましたが、電気の切り替えに必要な住所や供給地点特定番号等の情報は、現在契約している会社が発行する検針票に記載されています。検針票の記載情報を伝えたところ、勝手に別の会社への切り替え手続きをされていたという事例もあります。安易に検針票の記載情報は伝えないようにしましょう。

困ったときは、お早めに大崎市消費生活センター、もしくは経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口(03-3501-5725)にご相談ください。 ~国民生活センター 見守り新鮮情報より~

訪問販売

* 突然来た業者から自宅等で販売勧誘された情報の報告です *

- ・塗装業者が訪ねてきたが断つた。

新聞・報道関係

消費生活に関する情報の報告です

- ・大型商業施設店内に健康サロンがオープンする折り込みチラシが入っていた。
- ・リサイクル品無料回収, 屋根塗装の折り込みチラシが入っていた。
- ・キャッシュレス決済要注意の記事が新聞に載っていた。

その他

- ・住民票がある自治体に寄附しても返礼品がもらえないと知らずに寄附しようとした。複数のふるさと納税サイトに、このような旨が記載されておらず、分かりにくい。



消費生活相談員からのコメント

総務省の告示に、「当該地方団体の区域内に住所を有する者に対する返礼品等の提供の取組は行わないこと。」と規定されているため、ほとんどの自治体が居住者への返礼品の提供はないものと思われれます。

一部のサイトには、「一部の自治体では、ふるさと納税の寄附は受け付けるが、返礼品の提供はありません。」「詳しくは、お住まいの自治体のふるさと納税担当窓口までお問い合わせください。」等と記載されています。当市HPでは、「ふるさと納税として5,000円以上寄附をいただいた大崎市外在住の人を対象に、返礼品を送付しています。」としています。

食品の品質表示

11月中に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈11月分〉

品目別	調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況		
生 鮮 食 品	農産物	白菜	22	有	22	
				無	0	
	かき	名称・産地	22	有	22	
				無	0	
	水産物	魚	名称・産地	22	有	21
					無	1
畜産物	豚肉	名称・産地	22	有	22	
				無	0	
加工食品	魚の干物	名称・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・製造者(販売者)名・製造者(販売者)住所	22	有	22	
				無	0	

◆報告

- ・ 解凍サンマが、発砲スチロールの箱の中に氷と一緒に売っていた。箱にも値札にも産地表示がなかった。

消費生活相談員のコメント

生鮮食品の水産物については、消費者向けに販売する際に必要な表示事項は、名称と原産地です。また、食品の特性に応じて表示が必要な事項として、解凍した旨(凍結されたものを解凍したものである場合に限る。)、養殖された旨(養殖されたものである場合に限る。)としています。容器包装に入れられた水産物は、容器包装を開かなくても容易にみることができるように、その容器包装の見やすい箇所に表示すること、容器包装に入れられていない水産物には、近接した掲示その他見やすい場所に表示していただくこととなります。原産地の表示がなかったとの報告を受けましたので確認をいたします。

～編集後記～

台風19号による豪雨災害では、大崎市各所で河川の氾濫などで、甚大な被害を受けました。自然災害が起きた後は、住宅修理や便乗商法などの様々な相談が寄せられます。豪雨や台風など自然災害による被害で、住宅の修理等が必要な場合でも、慌てずに複数の事業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりした上で慎重に契約しましょう。また、義援金詐欺の事例も報告されています。義援金は、確かな団体を通して送るようにしてください。困ったときは、早めに大崎市消費生活センター(☎21-7321)にご相談ください。

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shisei@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)



みやぎ大崎 ふつふつ共和国 広報大臣「パタ崎さん」

令和元年12月18日 発行